

第 4 回 デジタル部会結果概要（報告）

- 1 日時 令和 6 年 12 月 13 日（金）12:30～15:00
- 2 場所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室及び遠隔開催（Web 会議）
- 3 出席者
 - 【構成員】
 - 清原慶子 部会長、會田雅人 委員、小西葉子 臨時委員、中川郁夫 臨時委員、竹村詠美 専門委員、細川努 専門委員、南和宏 専門委員、安井清一 専門委員
 - 【審議協力者】
 - 内閣府、国土交通省、東京都
 - 【有識者】
 - 萩野覚 麗澤大学経済学部教授
 - 櫻本健 立教大学経済学部准教授
 - 【幹事等】
 - 北原久 政策統括官（統計制度担当）
 - 小松聖 統計局統計調査部調査企画課長
 - 植松良和 政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官
 - 【事務局（総務省）】
 - 政策統括官（統計制度担当）：山田幸夫大臣官房審議官、重里佳宏管理官
 - 統計委員会担当室：谷本信賢室長、田村彰浩次長、松井竜介政策企画調査官 他
- 4 議 題
 - (1) 事務局説明
 - 「前回までの部会の議論について（審議参考資料）」
 - (2) 報告
 - 「公的統計のデジタル化に関する現状と課題」：資料 3 - 2
 - 小松 聖 総務省統計局統計調査部調査企画課
 - 植松 良和 総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室
 - (3) 講演
 - 「電子商取引に係る調査について」：資料 3 - 3
 - 萩野 覚 麗澤大学経済学部教授
 - 「電子商取引とデジタル SUT 基礎統計について」：資料 3 - 4
 - 櫻本 健 立教大学経済学部准教授
 - (4) 事務局報告
 - 「電子商取引の把握について」：資料 3 - 5

5 概要

(1) 前回までの部会の議論について

前回（第3回）までの部会で議論された、「統計調査のデジタル化」及び「統計の対象としてのデジタル化」について、事務局より概要の説明があった。

(2) 統計調査のデジタル化について

総務省の小松聖統計局統計調査部調査企画課長及び植松良和政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官より、資料3-2「公的統計のデジタル化に関する現状と課題」を用いて報告が行われ、その後質疑応答が行われた。主な意見等は以下のとおり。

（総論）

- ・公的統計のデジタル化については、統計作成プロセス全体にわたっての一気通貫でのデジタル基盤がようやくできはじめたものと理解。
- ・今後、基本計画に寄り添いながら、単年度では実現できない課題についても、中長期的な計画及び取組を5～10年のスパンでしっかりと考え、実現していくことが必要ではないか。

（統計に関する各府省共通システム）

- ・デジタル技術の進化が急速化する中で、（1つのシステムへの）作り込みによる統計機能整備には限界があるので、例えばクラウドや生成AIといった機能の活用によって、「作る」から「使う」へ転換し、技術や社会の進化に対応できるように整備をしていくことが必要である。

- ・各省の業務にどのように寄り添ったデジタル基盤を整備していくかということが重要であり、各省の統計業務プロセスにおいてどのように使われているかという、具体的な業務の視点を見過ぎすと、使われない仕組みになってしまう可能性がある点には留意が必要。

- ・統計ユーザーの利便性向上のために、AIを活用したコミュニケーションツール（対話ベースでユーザーが求める統計データを提案するツール）の開発は考えているか。

→e-Statの研究において生成AIも扱ったが、調整に時間がかかり、回答の正確性をどの程度担保すれば良いかなどの結論が得られなかった。今後も適切なAI活用の在り方を考えていきたい。

- ・AIは日進月歩で技術が発展しており、諸外国の状況などをみながら研究を続

けていただきたい。

・ jSTAT MAP は研究・教育機関や一般ユーザーにとって利便性が高く、非常に良い取組であると評価。英語表記機能が加われば、更に利用が広がるのではないか。

（オンライン調査の推進）

・世帯調査のオンライン調査の回答率に関し、上昇ペースが相対的に緩やかなものに止まる理由は何か。

→一因として、高齢者はインターネット利用率が4割程度という実情がある。こうしたデジタル化対応が困難な報告者にも配慮しつつ、調査全体の回答率を確保していきたい。

・オンライン化が統計作成の効率化や正確性向上にどの程度寄与しているかについて考えることは重要。例えば、オンライン回答率上昇によって催促件数・疑義照会件数や期日までの欠測値がどの程度減るか等の傾向をフォローする必要がある。また、実査において直接調査票を紙で回収するケースでは、地方の調査実施機関と調査対象企業間の信頼関係・つながりというのもあるので、オンライン化によって、そうした「数値では測れない部分」が失われることの影響も考えていく必要がある。

（多様な情報源の活用）

・今回の報告で扱ったビッグデータのほか、シチズン・サイエンス（一般市民によって行われる科学的活動）などによって提供されるデータなど、新たなデータ源の拡充にも注目する必要がある。

・既存の統計情報とビッグデータ等の外部の情報を比較ないしリンクさせて分析を行っている事例はあるか。デジタル化が進み様々なデータが利用可能となる中では、データとデータの掛け合わせによって様々な示唆が得られる可能性に注目する必要がある。

・実査での直接的なデータ取得と、POSデータなどの外部データソースの併用は重要。加えて、中間的なデータとして、他府省の行政記録情報の活用もあり得るが、統計調査のデジタル化において行政記録情報の活用には焦点は当てられているか。

→参考資料に記載のとおり、活用の仕方にはいろいろなパターンがあるが、段階的に進められている。この場合、関係省庁のデータ様式が一つの検討課題である。

(デジタル人材)

・統計を担うデジタル人材の育成が急務である。デジタルスキルを統計業務に係る職員のコアスキルと位置付けて、統計に強いデジタル人材、職員の育成を進めていただければと思う。

(その他)

・データの実際の利活用状況・事例（ベストプラクティス）や、把握されているニーズを公表してもよいのではないか。また、最近では教育機関でのデータ活用が広がっているので、ニーズの高い領域に重点を置いて整備を進めるというのも必要ではないか。

まとめとして、部会長から、以下の旨の発言があった。

・現行の基本計画の下でのデジタル技術を活用した様々な取組について共通理解が深まった。こうした取組や各府省の努力について、部会としては後押しをしていきたい。

・2024年9月の統計委員会でデジタル部会の審議状況報告をした際、他の部会や委員会での議論について横断的な取りまとめをという要望があったが、全ての部会に共通の課題としてデジタル化の課題がある中、横串を刺して議論ができるデジタル部会の強みを活かして、これからも部会での議論を深めていきたい。

(3) 統計の対象としてのデジタル化について

統計の対象としてのデジタル化のうち、電子商取引の把握について、麗澤大学経済学部 萩野覚教授より資料3-3「電子商取引に係る調査について」を用いて、立教大学経済学部 櫻本健准教授より資料3-4「電子商取引とデジタルSUT基礎統計について」を用いて、それぞれ講演が行われた。続いて、事務局より資料3-5「電子商取引の把握について」を用いて、現状の課題とそれを踏まえた諸外国の調査実態に関するヒアリング調査の予定について報告が行われ、その後、質疑応答が行われた。主な意見等は以下のとおり。

・今後期待される取組として、既存調査の枠組みを利用しつつも、デジタル経済サーベイを一般統計調査として付け加えるという御提案をいただいた。サーベイの主たる調査項目として念頭に置いているものがあれば御提案いただきたい。→デジタル経済に関する統計整備の課題として①デジタル産業・生産物やデジタルSUT、②電子商取引、③デジタルトランスフォーメーションを指摘してい

るが、この3つをカバーするのが良いだろう。このうち一番重要なのは電子商取引だと思うが、デジタルトランスフォーメーション（企業におけるデジタル技術の活用）についてももう少し把握できないかと思っている。

既存の調査に新規の調査項目を加える議論には相応の時間を要するが、その間に経済のデジタル化が急速に進み、実態が変わってしまう可能性もあるので、既存の調査とは別の調査を実施した方が良いのではないかという印象を持っている。

・様々な省庁が違う形でデータを取ることを考えたときに、情報の取り方が横串で刺せるようにデータ取得に統一性を持たせるといった、横断的に情報をつなげるハブ機能をどこが担うのかという議論は今後どう展開されていくか気になるところ。

→総務省政策統括官（統計制度）、総務省統計局などが連携しつつ、統計委員会のアドバイスを受けながら、各省のいろいろな取組を含めて政府全体としてきちんと進めていく。

・近く予定されている国際比較において調査対象になる国はほぼ決まっており、様々な国からアンケートを受けていることが想定される。聞きたい内容を更に明確化するなど、相手側に回答負担がなるべくかからないように配慮しつつ、確実に回答が得られるように工夫した方がよい。

まとめとして、部会長から、以下の旨の発言があった。

・電子商取引については、デジタル経済の把握の観点から大変重要な分析指標として、国際機関や各国で統計的把握に向けた様々な取組がなされているということを確認した。

・しかしながら、デジタル経済に関する調査の実施については多くの課題や論点があるということも、他国の事例を通じ、更に確かめられたため、国際的な状況を再確認することによって、わが国として適切な電子商取引の統計的把握に向けた検討を深められるよう、事務局におかれては本日のデジタル部会での意見を反映して外国の各機関へのヒアリングに向けた着実な準備を進めていただきたい。

以上